

被災私有林の復旧に係る意向調査票

提出日：令和8年 月 日

(ふりがな) 氏 名	()	電 話 番 号	
現在の住所	〒		

※記入していただいた氏名、電話番号、現在の住所は、森林再生に関わる事項でのみ使用します。

本調査は、令和7年9・10月に実施した「被災した森林の復旧に係る意向調査（以下「前回調査」という。）」において、森林災害復旧事業を活用した再生を「希望しない」と回答した方及び未回答の方を対象に行うものです。

前回調査時点から森林保険の保険料や下刈費用に対する補助制度が拡充されていますので、別紙「被災森林の再生に向けたご案内」の内容を御確認の上、質問にお答えください。

以下の質問に対し、該当する「□」に「✓」を記入してください。

Q 1 令和7年大船渡市大規模林野火災で被災した以下の森林について、意向を教えてください。

〈対象森林〉大船渡市〇〇町字△△1-1

※森林再生の各種事業の対象は、人工林（人が植えて育てた森林）のみとなります。
天然林（自然の力で育った森林）は対象外となります。

☐ 市に伐採及び植栽を任せる（森林災害復旧事業を活用）

➡植栽を希望する樹種を教えてください。

注）希望する樹種の植栽を約束するものではありません。

☐ 市に任せる ☐ スギ ☐ カラマツ ☐ コナラ

☐ その他（ ）

☐ 自分で林業事業者等に伐採及び植栽を依頼する（森林整備事業を活用）

☐ 県の補助制度を活用し伐採のみ行う（伐採面積が1.0ha以下の場合のみ対象）

☐ 補助制度を活用した再生は行わない（Q 2 へお進みください）

〔留意事項〕

- 市に伐採を任せた場合でも、伐採後の木材の運搬・売却については、所有者・管理者が行うこととなります。
- 森林災害復旧事業及び森林整備事業を活用する場合は、伐採後の植栽が必須となります。
- 伐採後に植栽しない場合は、伐採面積により補助制度の有無が異なります。
伐採面積が1 施工地0.1ha以上1.0ha以下の場合：県の補助制度の対象となります。
伐採面積が1 施工地1.0haを超える場合 ：利用可能な補助制度はありません。
- 森林災害復旧事業は、事業箇所の選定等により、森林の一部又は全部が事業対象外となる場合がありますが、森林整備事業の対象となる可能性があります。

（裏面あり）

【Q 1で「補助制度を活用した再生は行わない」と回答された方にお尋ねします。】

Q 2 補助制度を活用しない理由を教えてください。（複数選択可）

- ☐ 現状のまま様子を見たいため
- ☐ 対象森林は被災していないため
- ☐ 対象森林は森林ではない（原野、道路等である）ため
- ☐ 後継者がおらず、将来に渡っての森林の管理が困難であるため
- ☐ 除伐や間伐等の森林の管理が困難であるため
- ☐ 被災木を売却しようと考えており、その後は管理しない見込みであるため
- ☐ 自分で判断することが困難であるため（相談先を知りたい）
- ☐ その他（以下に御記載ください）

【Q 1で「補助制度を活用した再生は行わない」と回答された方にお尋ねします。】

Q 3-1 森林の取得を希望する申出があった場合、譲渡する意向はありますか。

- ☐ 意向あり（Q 3-2へお進みください） ☐ 意向なし

Q 3-2 市に森林の取得を希望する申出があった場合、その申出者に対し、氏名、住所、電話番号の提供を希望しますか。

- ☐ 希望する ☐ 希望しない

－質問は以上です。ご協力ありがとうございました。－
同封の返信用封筒で返信をお願いします。

※本調査票は、大船渡市役所で保管しますが、御自身でもコピーしたものを保管してください。

回答期限 令和8年10月30日（金）必着
提出先 大船渡市林野火災対策局

お問合せ先 大船渡市役所 林野火災対策局 Tel0192-27-3111（内線337・338・339・340）
--